

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
蓮田市長 宛 令和 年 月 日提出		所在地 〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		宛 名 番 号					
				フリガナ							
		氏名又は名称		担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名					
		個人番号 又は法人番号		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内線 ( )			
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名										
	生年月日	年 月 日									
	個人番号										
	受給者番号 (任意)										
	1月1日 現在の住所										
異動後の 住所											

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 徴 収 先 ( 特 別 徴 収 義 務 者 )	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法 人 番 号		新しい勤務先へは、月割額		円を	
	所在地	〒		月分 (翌月10日納入期限分) から			
	フリガナ			徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	氏名又は名称	担 当 者 連 絡 先		受給者番号 (任意)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
							右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
		月 日	円	月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

## 記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
  
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
  - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続  
の場合」欄に必要事項を記載してください。
  - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
  - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 11 これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 12 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 13 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。  
※印の欄は、記載しないでください。

# ◆普通徴収(例:従業員の退職等により、残りの税額を普通徴収(本人納付)で支払う場合)

該当する年度を選択してください。

**記載例**

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書(普通徴収記載例)

蓮田市長 宛 令和〇年△月□日提出		所在地 〒349-0101 蓮田市大字黒浜〇〇〇〇番地〇〇	特別徴収義務者 指定番号 1234567	年度 1 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	宛名番号 1234	所属 人事課人事
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	担連 氏名 特徴	電話 048-×××-×××× (内線 123)
個人番号 又は法人番号 1		個人番号 又は法人番号 1	特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。	

  

フリガナ フツウ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名 普通 一郎					
生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日					
個人番号 2					
受給者番号 (任意) 123456					
1月1日 現在の住所 埼玉県蓮田市大字黒浜△△△番地△△△					
異動後の 住所 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください	140,000 円	35,600 円	104,400 円	4 年 8 月 31 日	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

第十八号様式  
日本産業規格 A4  
(第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号	新しい勤務先へは、月割額	円を
所在地	〒		
フリガナ			
氏名又は名称			

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月	(上記(ウ)と同額)	月分(翌月10日納入期限分)で
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。  
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)  
 ↑  
 普通徴収税額

理由の番号を記入してください。

記入不要です。

# ◆特別徴収の継続(例:従業員の転勤等により、特別徴収を別事業所で継続する場合)

該当する年度を選択してください。

**記載例**

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書(特別徴収記載例)

蓮田市長 宛 令和〇年△月□日提出		所在地 〒349-0101 蓮田市大字黒浜〇〇〇〇番地〇〇	特別徴収義務者 指定番号 1234567	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	宛名番号 1234	所属 人事課人事
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	担連 氏名 特徴	電話 048-xxx-xxxx (内線 123)
個人番号 又は法人番号 1111111111111111		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担連 者先 電話	
フリガナ フツウ イチロウ	フリガナ フツウ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 40,000 円	(イ) 徴収済額 35,600 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400 円
氏名 普通 一郎	氏名 普通 一郎	異動月日 6月 8月	異動月日 9月 5月	異動月日 4年 8月
生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日	生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日	異動の事由 1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期	異動の事由 1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期	異動の事由 1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期
個人番号	個人番号	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	受給者番号 (任意) 123456	受給者番号 (任意) 123456

第十八号様式  
日本産業規格 A4  
(第十条関係)

特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。

**注意点**  
転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 87654321	法人番号 33333333333333	新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を
所在地 〒104-0051 東京都千代田区銀座□-□-□	所属 庶務課社員係	9 月分(翌月10日納入期限分)から
フリガナ マルバツフドンサン カブシキガイシャ	氏名 特徴 進	徴収し、納入するよう連絡済みです。
氏名又は名称 ○×不動産 株式会社	担当者連絡先	受給者番号 (任意) 789123
		右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
--	---------------	--------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--	---------

記入不要です。

# ◆一括徴収(例:従業員退職等により、残りの税額を事業所が一括して徴収・納付する場合)

該当する年度を選択してください。

**記載例**

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(一括徴収記載例)

蓮田市長 宛 令和○年△月□日提出		所在地 〒349-0101 蓮田市大字黒浜○○○○番地○○ フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 個人番号又は法人番号 1111111111111111	年度 1 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者 指定番号 1234567 宛名番号 1234	所属 人事課人 氏名 特徴 電話 048-xxxx-xxxx (内線 123)		
フリガナ	フツウ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	普通 一郎						
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日						
個人番号							
受給者番号 (任意)	123456		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	4 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死 5. 支払少額 6. 合併 7. その他	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日現在の住所	埼玉県蓮田市大字黒浜△△△番地△△	140,000 円	35,600 円	104,400 円			
異動後の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください						

第十八号様式 日本産業規格 A4 (第十条関係)

特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	〒	新しい勤務先へは、月割額	円を
所在地			
フリガナ			
氏名又は名称			

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。  
 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)  
 ↑  
 一括徴収税額 (納入額と同額)

記入不要です。

理由の番号を記入してください。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	9 月 20 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	104,400 円	左記の一括徴収した税額は、	9 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
----	--	--------	----------	------------------	-----------	---------------	---------------------------

記入不要です。

一括で徴収した税額を納入する月  
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。